

議案第 1 2 1 号

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 4 年 6 月 1 7 日付けにて人事院規則 1 9 - 0（職員の育児休業等）の一部が改正され、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、本市においても職員の育児と仕事の両立支援を図るため、育児休業の取り扱いについて所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市職員の育児休業等に関する条例（平成16年京丹後市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号ア（イ）中「市長が」を「規則で」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であ

って、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日」を「1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する」を「前号に掲げる場合に該当してする」に、「する」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする」を「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に

掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

京丹後市職員の育児休業等に関する条例(平成16年京丹後市条例第57号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市職員の育児休業等に関する条例 平成16年4月1日 条例第57号 (目的) 第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第2条の4</u> <u>の規定に該当する場合にあっては、2</u> <u>歳</u>に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して<u>市長が</u>定める非常勤職員 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>	京丹後市職員の育児休業等に関する条例 平成16年4月1日 条例第57号 (目的) 第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6</u> <u>月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当</u> <u>該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないこ</u> <u>とが明らかでない非常勤職員</u> (イ) 勤務日の日数を考慮して<u>規則で</u>定める非常勤職員 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員

現行	改正案
ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末</u>	<u>であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)当該子の1歳6箇月到達日</u>

現行	改正案
<u>日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</u> <u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする</u> <u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする</u> <u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u> <u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>	<u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u> <u>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> <u>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該</u>

現行	改正案
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> (1) (略) (2) (略) <u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> 第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略)	<u>末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする</u> _____。 (1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> (2) (略) (3) (略) (4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略)

現行	改正案
(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。 (6) (略) (7) (略) (8) <u>その任期</u>の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤職員</u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に<u>特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期</u>の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 第4条～第9条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)	(5) (略) (6) (略) (7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期</u>の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>もの</u>が、当該<u>任期</u>を<u>更新され、又は当該任期の満了後</u>引き続いて<u>特定職に採用されることに伴い</u>育児休業に係る子について、当該更新前の<u>任期の末日の翌日又は当該採用の</u>日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> 第4条～第9条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)

現行	改正案
第11条～第23条 （略）	第11条～第23条 （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する</u> <u>この条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条</u> <u>（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例に</u> <u>よる。</u>

京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 改正概要

【現行の育児休業の仕組み】

●常勤職員

全ての職員が、子の3歳の誕生日の前日まで育児休業を取得できる。

●非常勤職員

1 育児休業の取得要件

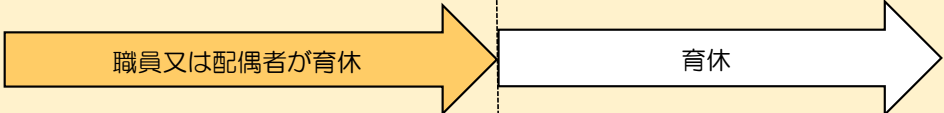
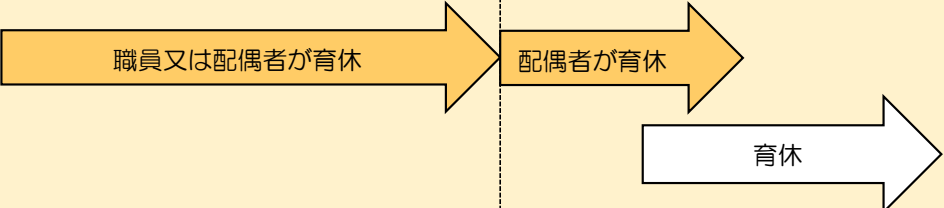
①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること、また、②子が1歳6か月になる日までに任期（更新後のものを含む）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことが要件である。

2 育児休業の取得期間

- (1) 子の1歳の誕生日の前日まで取得できる。
- (2) 夫婦共に育児休業する場合には、子の1歳2か月の誕生日の前日まで取得できる。
- (3) 子が1歳以降に保育所に入所できない等の特に必要と認められる場合には、子の1歳6か月の誕生日の前日まで取得できる。さらに、引き続き特に必要と認められる場合には、子の2歳の誕生日の前日まで取得できる。

●改正概要

No.	改正条項	形態	内 容	対象
1	(育児休業をすることができる職員) 第2条第3号ア(ア)	条文の追加	〈産後パパ休暇の取得要件の緩和〉 現行では、非常勤職員が育児休業を取得しようとする場合は、<u>子が1歳6か月になる日までに任期（更新後のものを含む）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことが要件である。</u> 改正案では、上記に加え、非常勤職員が<u>いわゆる産後パパ育休を取得しようとする場合は、子の出生日から57日間の期日の末日から6か月を経過する日までに任期（更新後のものを含む）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことが要件となること</u>について追加する。	非常勤職員

No.	改正条項	形態	内 容	対象
2	(育児休業をすることができる職員) 第2条第3号イ(ア)	条文の整理	〈現行条例第2条第3号イの条文を整理〉 子の1歳到達日(誕生日の前日)において育児休業をしている非常勤職員が、その翌日から引き続き育児休業をしようとする場合に、1歳以降も育児休業をすることができる旨を整理。	非常勤職員
3	(育児休業をすることができる職員) 第2条第3号イ(イ)	条文の整理	〈現行条例第2条第3号ウの条文を整理〉 任期末日を育児休業末日としている非常勤職員が、任期を更新され引き続き育児休業をしようとする場合でも、引き続き育児休業をすることができる旨を整理。	非常勤職員
4	(育児休業をすることができる日) 第2条の3第3号ア	条文の追加	〈子が1歳から1歳6か月までの育児休業に係る柔軟な取得〉 非常勤職員の子が1歳到達日以降の育児休業の取得を柔軟化するため、1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交替での取得を可能とすることを追加する。 【現行】  【改正案】 ○配偶者と交替 	非常勤職員
5	(育児休業をすることができる日) 第2条の3第3号イ・ウ	項ズレ		非常勤職員
6	(育児休業をすることができる日) 第2条の3第3号エ	条文の明記	〈子が1歳以上1歳6か月未満の間の育児休業について、同じ職員の2回取得不可〉 非常勤職員の子の1歳以上1歳6か月未満の育児休業については、民間法制と同じく、これまでどおり分割取得を認めず1回までとする旨の内容を明記する。	非常勤職員
7	(子の2歳到達日までの育児休業の承認) 第2条の4第1号	条文の整理	〈現行条例第2条の4の条文を整理〉 子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員が、その翌日から引き続き育児休業をしようとする場合に、2歳到達日まで育児休業をすることができる旨を整理。	非常勤職員

No.	改正条項	形 態	内 容	対象
8	(子の2歳到達日までの育児休業の承認) 第2条の4第2号・3号	項ズレ		非常勤職員
9	(子の2歳到達日までの育児休業の承認) 第2条の4第4号	条文の明記	〈子が1歳6か月以上2歳未満の間の育児休業について、同じ職員の2回取得不可〉 非常勤職員の子の1歳6か月以上2歳未満の育児休業については、民間法制と同じく、これまでどおり分割取得を認めず1回までとするの旨の内容を明記する。	非常勤職員
10	(育児休業の特別の事情) ※現行条例第3条5号	条項の削除	〈再度の育児休業の取得に係る手続の簡素化〉 今般の育児休業法の改正により、育児休業の取得回数が緩和され、原則2回まで取得することができるようになることから、育児休業等計画書の提出を不要とするため、本条項を削除する。	常勤職員・ 非常勤務職員
11	(育児休業の特別の事情) 第3条第5号・6号	項ズレ		常勤職員・ 非常勤務職員
12	(育児休業の特別の事情) 第3条第7号	条文の整理	〈任期付職員が育児休業できることの明確化〉 任期を定めて採用された職員には、非常勤職員以外にも、任期付職員法に基づく任期付職員がいることから、その職員についても非常勤職員と同様の扱いとすることを規定する。	常勤職員・ 非常勤務職員
13	(産後パパ育休の期間) 第3条の2	条項の整理	〈現行条例第2条に規定する条項を本条に移動〉 本条については、いわゆる産後パパ育休の期間(子の出生日から57日間)を規定するもの。	非常勤職員
14	(育児短時間勤務の育児休業) 第10条第6号	条文の整理	〈育児短時間勤務計画書の提出〉 育児休業等計画書の仕組みが廃止されたことにより、育児短時間勤務の常勤職員の育児休業に係る「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。	常勤職員
15	附則	条文の追加	○この条例は、令和4年10月1日から施行する。 ○令和4年9月30日以前に育児休業等計画書を提出した職員に対する規定の適用は、従前の例による。	常勤職員・ 非常勤務職員